

# 財形住宅預金規定

2020年4月1日現在

## 1. (預入れの方法等)

- (1) この預金は、勤労者財産形成住宅貯蓄非課税制度の適用をうけ、5年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。ただし、すでに勤労者財産形成年金貯蓄に非課税限度額を利用している場合は、課税扱いでの預入れができます。
- (2) この預金には、預入れ期間中に支払われる勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を、給付金支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1,000円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

## 2. (預金の種類、自動継続等)

- (1) この預金は、預入日の3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- (2) この預金は、最長預入期限にその元利金の合計をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動継続します。
- (3) 継続された預金についても前1項と同様とします。

## 3. (預金の支払方法)

- (1) この預金の元利金は、所定の要件を満たす持家としての住宅の取得、および増改築（以下「住宅の取得等」という。）のための対価に充てるときに支払うものとします。
- (2) この預金の元利金の全部または一部を住宅の取得等の後に払出しする場合には、住宅の取得等に要した費用の全額を限度として1回に限り支払います。この場合、住宅の取得等の日から1年以内に当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この財産形成預金ご契約の証（以下「契約の証」という。）とともに住宅の登記簿謄本等の所定の書類（またはその写し）を当店に提出してください。
- (3) この預金の元利金の一部を、住宅の取得等の前に払出しする場合には、この預金の残高の90%相当額または住宅の取得等に要する費用の額のいずれか低い金額を限度として1回に限り支払います。  
この場合、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証ともに、住宅建設工事請負契約書（または住宅の増改築等の工事請負契約書）等の所定の書類の写しを当店に提出してください。
- (4) 前項により一部払出しをした場合、住宅の取得等に要する費用の金額が一部払出し金額を超えているときは、その差額を限度として、一部払出し後2年以内かつ住宅の取得等の日から1年以内に、残高の全額を支払います。

## 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入金額ごとに預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの期間について、預入日（継続をしたときはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。

① 1年以上2年未満	当行所定の「1年以上」の利率
② 2年以上	当行所定の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」という）
- (2) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および同条第3項により解約する場合、預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。

① 6か月未満	解約日における普通預金の利率
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
- (3) この預金の付利単位は1円とします。

## 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第6条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項各号の一

つにでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

## 6. (預金の解約)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) やむを得ない事由により、この預金を規定第3条の支払方法によらず払出す場合には、この預金のすべてを解約することとし、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この契約の証とともに当店に提出してください。
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他AからDに準ずる行為

## 7. (税金の追徴)

この預金の利息について第6条による払出しがあったときは、非課税の適用が受けられなくなるとともに、すでに非課税の適用をうけて支払われた利息についても、過去5年間（預入開始日から5年未満の場合は預入開始日まで）にわたり遡って（国税15.315%、地方税5%）の税金を追徴します。ただし、預金者の死亡、重度障害等の事由による払出しは除きます。

## 8. (差引計算等)

- (1) 第7条により税金の追徴をする場合で預金者から所定の手続をうけられないときには、当行は預金者に対する事前の通知及び手続を省略し、次により税金を追徴できるものとします。
  - ① 第7条により税金を追徴する事由が生じた日に、この預金を解約のうえ、その元利金から税金を追徴します。
  - ② この預金の解約元利金が追徴税額に満たないときは、直ちに当店に支払ってください。
- (2) 前項により解約する定期預金の利率はその約定利率とします。

## 9. (転職時等の取扱)

転職、転勤、出向により財形貯蓄契約に基づくこの預金の預入ができなくなった場合には、当該事実が生じた日から6か月以内に所定の手続により、新たな取扱金融機関において引続き預入することができます。

## 10. (非課税扱いの適用除外)

非課税制度の適用を受けた預金の利息について次の各号に該当したときは、その事実が生じた日以後支払われる利息については非課税の適用は受けられません。

- (1) 規定第1条1項ならびに2項による以外の預入があった場合。
- (2) 預入が2年以上されなかった場合。
- (3) 非課税貯蓄申込書の預入限度を超えて預入があった場合。

### 1 1. (預入金額の変更)

預入金額を変更するときは、当行所定の書面によって当店に申し出てください。

### 1 2. (届出事項の変更、契約の証の再発行等)

(1) この契約の証や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2) この契約の証または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは契約の証の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。

この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

### 1 3. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 1 4. (譲渡、質入れの禁止)

(1) この預金および契約の証は、譲渡または質入れすることはできません。

(2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

### 1 5. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものととして、相殺することができます。

なお、預金者または第三者の当行に対する債務(保証債務を含む)を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに直ちに当行に提出してください。

ただし、この預金で担保される債務がある場合には当該債務から、この預金で担保される債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。

② 前号の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。

③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。

また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限を加える定めについては適用せず、第1項により相殺することができるものとします。

### 1 6. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上